第八百四十九条第三項	株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等	投資法人
	株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社	投資法人
第八百四十九条第三項第一号	監査役設置会社	投資法人
	監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、監査役の互選によって定めた特定の監査役）又は会計参与	監督役員又は清算監督人（監督役員又は清算監督人が二人以上ある場合にあっては、監督役員又は清算監督人の互選によって定めた特定の監督役員又は清算監督人）
	各監査役	各監督役員又は清算監督人
第八百四十九条第四項	株主等	投資主
	株式会社等	投資法人
第八百四十九条第五項並びに第八百五十条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
第八百五十条第三項	株式会社等	投資法人
	株主等	投資主
第八百五十条第四項	第五十五条、第百二条の二第二項、第百三条第三項、第百二十条第五項、第二百十三条の二第二項、第二百十四条（第四百八十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項	投資法人法第八十八条の十七第三項において準用する第二百八十六条の二第二項
第八百五十一条第一項	第八百四十九条第一項	投資法人法第八十八条の十七第四項において準用する第八百四十九条第一項
第八百五十二条第一項及び第二項	株式会社等	投資法人
	株主等	投資主
第八百五十二条第三項	第八百四十九条第一項	投資法人法第八十八条の十七第四項において準用する第八百四十九条第一項
	株主等	投資主
第八百五十三条第一項	株式会社等	投資法人

第八十条の次に次の二条を加える。

（投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに関する読替え）

第八十条の二　法第九十四条第二項の規定において投資主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十一条第一項	株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）	投資主、執行役員、監督役員又は清算執行人
	株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）	投資主又は執行役員、監督役員若しくは清算執行人（当該決議が投資主総会の決議である場合にあっては投資法人法第百八条第一項（同法第百五十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により執行役員、監督役員又は清算執行人としての権利義務を有する者を含む。）

（役員等の選任に関する読替え）

第八十条の三　法第九十六条第二項の規定において同条第一項の決議について会社法第三百二十九条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百二十九条第三項	第一項	投資法人法第九十六条第一項
	役員（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この項において同じ。）	役員

第八十四条の表第三百八十六条第二項第一号の項を次のように改める。

第三百八十六条第二項第一号	監査役設置会社	投資法人
	第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項	投資法人法第百十六条において準用する第八百四十七条第一項
	取締役	執行役員

第八十四条の表第三百八十六条第二項第二号の項中「第八百四十九条第三項」を「第八百四十九条第四項」に改める。